

第5回 大網白里市議会政治倫理検討会議 会議録

日時 令和7年6月12日（木曜日）午前10時25分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

田 辺 正 弘	座 長	上 代 和 利	座長職務 代 理 者
高 野 祐 二	委 員	森 建 二	委 員
黒 須 俊 隆	委 員		

陪席者（2名）

小 倉 利 昭	議 長	北 田 宏 彦	議会運営 委 員 長
---------	-----	---------	---------------

事務局職員出席者

議会事務局長	鵜 澤 康 治	副 主 幹	松 本 剣 児
主 任 書 記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 座長あいさつ

第3 協議事項

(1) 他自治体の例規の精査

(2) その他

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○鵜澤康治議会事務局長 皆様ご苦労様でございます。

ただいまから第5回大網白里市議会政治倫理検討会議を開会いたします。

それでは、次第の2、座長あいさつ、田辺座長、あいさつお願いいたします。

(午前10時25分)

◎座長あいさつ

○座長（田辺正弘座長） 皆さんこんにちは。

本会議、今日は終わりました、すぐこの会議ということで、また、座長を務めさせていただきます。

皆さんの意見を聴きながら、いい大網白里市の政治倫理検討ができるように進めていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。

以上です。

○鵜澤康治議会事務局長 次に、次第の3、協議事項に入りますので、座長、進行の方をよろしくお願いします。

○座長（田辺正弘座長） では始めさせていただきます。

まず、傍聴希望者はおりますか。

(「おりません」と呼ぶ者あり)

○座長（田辺正弘座長） 傍聴の希望がありませんでしたので、次に進みます。

本日の出席委員は、5名です。

大網白里市議会政治倫理検討会議設置要綱第6条第2項の規定による定足数に達しておりますので会議は成立します。

◎協議事項 (1) 他自治体の例規の精査

(2) その他

○座長（田辺正弘座長） それでは、協議事項の(1)他自治体の例規の精査ですが、これは前回の第4回会議からの継続となりますので引き続き協議を行います。

まずは、前回からの振り返りとなりますが、千葉市、市原市、木更津市の各市議会で定めている政治倫理に関する規定について逐条ごとに精査をし、当市議会において必要か否かということで特に項目を多く定めている千葉市の条例をもとに検討を始めました。

今回も引き続き同様に進めていきたいと思いますので、前回終了した千葉市議会議員の政治倫理に関する条例の第9条から協議を開始したいと思います。

それでは、まず事務局から9条を述べるというか言ってください。

○小笠原勇議会事務局主任書記 第9条の朗読させていただきます。

市民の調査請求権、第9条、市民は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、有権者（地方自治法第18条に定める選挙権を有する者をいう。以下同じ。）の総数の200分の1以上のものの連署をもって、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、審査会が調査を行うよう議長に請求することができる。第1号、資産等報告書等の記載内容に疑義があるとき。第2号、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるとき。第2項、議長は、前項の規定による調査の請求がなされたときは、審査会による調査を求めるため、調査請求書及び添付資料の写し（以下「調査請求書等」という。）を市長に直ちに送付しなければならない。第3項、市長は、前項の規定による調査請求書等の送付を受けたときは、これを審査会に直ちに提出して、その調査を求めなければならない。第4項、審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、速やかに調査を行い、調査を求められた日の翌日から起算して90日を経過する日までに、調査の結果及び意見を記載した調査報告書を正副2通作成し、これを市長に提出しなければならない。第5項、市長は、前項の規定による調査報告書の提出を受けたときは、その副本を速やかに議長に送付しなければならない。第6項、議長は、前項の規定による調査報告書の副本の送付を受けたときは、速やかに、その写しを第1項の規定による請求をした市民の代表者に送付するとともに、その要旨を公表しなければならない。第7項、議長は、調査報告書の副本を、議長が市長から当該調査報告書の送付を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。第8項、市長は、調査報告書の正本を、市長が審査会から調査報告書の提出を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。第9項、何人も、前2項の規定により保存されている調査報告書の閲覧を、これを保存する議長又は市長に、請求することができる。

以上でございます。

○座長（田辺正弘座長）　ありがとうございます。

それでは各委員の皆様に、ご意見等を伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員　市民の調査請求権が9条ということで、そのあと10条、11条、12、13、広い意味では14、15、16までもそうですけれども、9条の市民の調査権を保障するものとして10条以下あるみたいな、そういう作りになってるんじゃないかと思うんですけれども、千葉市の場合、調査請求権でその調査する内容っていうかそれが(1)と(2)で書いてあるんですけど、資産報告書等の記載内容に疑義がある、それと、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるとき、市民から200分の1以上の連署をもって議長に対して請求するっていうことと、もう一つは千葉市の場合は、この審査会というもので審査するというので審査会についての様々な規定が載っているっていう、そういう作りになっているわけで、当然、市民の調査請求権がなければ、今までの8条とかあと千葉市の場合には、そのあと17条、18条だとかそういうところで様々な倫理基準の細かい内容に対する規定があるわけですけど、それが守られているかどうかということが保障されないという、当然、必要な調査請求権の項目であると、ただ内容については審査会を例えばどこに置くのかとか、それを市長のもとに置くのか議会に置くのかとかそういうのが違ってくると思うので、これは他の条文等との兼ね合わせの中で当然変わってくると思うんですけれども、まずはその9条で規定されている市民の調査請求権はなくてはならないものだということをぜひ確認したいということと、それに基づいて、あとは10条以降、10、11、12、13あたりは、直接的には12までですかね、10、11、12までは調査請求権や審査会に関する規定として付随するものかと、そういうふうに私は考えますので、当然それが必要になってくるのではないかというふうに考えます。

以上です。

○座長（田辺正弘座長）　ありがとうございます。

今の黒須委員の意見の中にその審査会をどこに置くのかってのをちょっと話したいと思いますので、何かご意見等ありましたらお願いします。

千葉市は市長の方に置いてるんだよね、大綱は同じ市長でよろしいですか、それとも議会内に設けますか。

上代委員。

○職務代理者（上代和利委員）　ここに今、木更津市さんですけども、木更津市さんも市原市

さんも、やっぱり審査会は設けてるんですね、ちなみに、木更津市さんはこれは議会なんだろうかね、設けてるんですけども、これもとて木更津市さんの13万人、また、市原市も26万人という大都市の条例になるんですけども、わかりやすいのかなってというような感じもして、これ議会で両方ともやってるんじゃないんでしょうかという感じがしました。

以上です。

○座長（田辺正弘座長）　ありがとうございます。

他にはどうでしょうか。

9条の審査会を設けるのであれば、置く位置について座長の方から皆さんにお伺いしてるんですが。

森委員。

○森　建二委員　いくつか近隣のものを見させていただいてる中では、例えば東金あたりは、議会運営委員会がその委員になれるという形になるので、選択肢としてそれも一つあるのかなというふうに考えます。

○座長（田辺正弘座長）　ほかには。

高野委員。

○高野祐二委員　今、森委員がおっしゃられたところ、近隣の東金市と当市は、人口、規模も同じような形なので、私もそのような形の方がいいのかなというふうに思います。

以上です。

○座長（田辺正弘座長）　ありがとうございます。

そうしましたら、審査会を議会の方に置くという意見が多く出てますので、審査会、括弧、議会運営委員会、括弧閉じるで、そういう形で持っていったらどうでしょうか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員　木更津市とかがやってるから、ある程度クリアしてる面もあるのかもしれないけど、仮に8条だとか9条以下のところに何らかの例えば議員が説明をしたのに虚偽がありそうだとか、そういう中で、これが出てきた時に審査するそういう機関ですよ、条例違反に基づくような、そういう、条例違反を審査するようなそういう機関が、そういうものを議会に作れるのかっていうそういう地方自治法上でそういうことができるのかっていうそういう疑念があるんですよ、だから、これについては少し保留にしまして、少し議会事務局でね、そもそも議会内に作れるのかっていうことは、ちょっと法的なクリアができるのかど

うか確認していただいて、その上で、もう一度ちょっと考えさせていただければと思います。

○座長（田辺正弘座長）　ありがとうございます。

そうしますと、黒須委員は法的なものがクリアすれば議運でも構わないという考え方でよろしいでしょうか。

○黒須俊隆委員　議運かどうかってのは、またちょっと別のところでね、できるだけ本来だったら独立機関であるべきだけど、なかなか独立機関で議会独自に予算化してっていうことができない中で作るわけだね、議運的なものではないんだろうとは思いますが、できるだけ独立第三者機関的ですね、的にしかならないですよね、議会のことを議会で議論するんだから、そういう意味で、どの程度どういうふうに審査するのかってのは非常に意味重要なことですね、自分たちと同じ会派の仲間のことを例えば審査することになるわけだから、どうやって第三者的な独立的なそういうものを担保するのかってことで一応考えた上で、それでできるだろうというふうになれば、それはそれで私も賛成するということで、もう少し考えたいと思います。

○座長（田辺正弘座長）　森委員。

○森　建二委員　ある意味、おっしゃるとおりで、どうしても同僚議員、こういう話になると、手心じゃないですけども、そうになってしまうかもしれませんが、最終的にさっき黒須委員、座長おっしゃったように、地方自治法にのっとって、それが可能かどうかという形でまず選択肢を狭めたいと思います。おそらく議員ですので、皆、地方自治法はそれなりに、頭の中に全文入ってる人はあまりいませんけれども少なくともこういったことは、地方自治法のあのあたりにあるなということは、たぶんなんとなく日頃、見ていらっしゃる皆様のことだと思うので、最終的には私は議運でも例えば議運からその時は選任するという形でもよろしいのかなと個人的には思います。

○座長（田辺正弘座長）　ありがとうございます。

議運じゃなくても特別委員会みたいのを設置するとかね、そういうやり方もあると思いますので、ではこの審査会につきましては、事務局ちょっと調べていただいて、次回、その報告というか方向性をひとつよろしくお願いします。

他に9条に対してありますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長）　なければ私から一つ、括弧、第1項ですか、資産等の報告書等の記

載内容で疑義があるときという文言がありますけど、言い方悪いけど大綱レベルの議員報酬をいただいている中で、専業で議員やってる方もいますし、自営業の方もいますが、資産の方まで、そこまで、首長の場合は、もうちゃんと提出義務がありますけど議員はその文言は、私個人的な意見ですが、資産に関してはそこまではいいんじゃないかなという考えを持っておりますが、その件について委員の皆様から意見等あればお願いしたいんですが。

上代委員。

○職務代理者（上代和利委員） 私も座長と同意見です。

○座長（田辺正弘座長） 森委員。

○森 建二委員 私もそこは同意見です。

いろんな立場の方がいらっしゃるの議会だと思いますし、今、個人情報保護ということもありますし、個人的には私、例えば議員の住所、電話番号とか公開されていることも本当はどうなのかなっていう気もしてますが、それは別の問題で置いときまして、資産の公開は特別に必要な情報ではないのかなと思います。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

高野委員。

○高野祐二委員 私も座長と他2名の委員の方と同じで、資産の公表については大丈夫なのかなっていうふうには思います。

○座長（田辺正弘座長） 黒須委員どう思いますか。

○黒須俊隆委員 前回ちょっと議論したんじゃないかと思うんですけどね、だから9条はあくまでも4条で資産報告の提出のやつがあるんですけど、だから、千葉市の場合は4条があるからそれに基づいて市民の請求権の内容を改めて規定してるってだけなので、今、もうすでに前回、話し合われたと思うんですけど、私あってもいいとは思いますが、ただ、ここまで細かくというか、市長と比べて議員はかなり額も少ないですしね、人数も多い中で、どこまで資産公開が必要かっていうのは慎重であってもいいと思います。

だから多くの皆さんがそこまでする必要がないというのだったら私もそれ以上は無理に入れるというふうには思わないというふうに前回も言ったんじゃないかと思うんですがそういう立場です。

ただし、市長の資産公開については一言申し上げれば、これはざる法だという言わざるをえなくて、配偶者の資産公開とか、あとは、細かく定期だ普通預金だとかにかかわらず、す

べての預金の公開とか、そういうものをぜひ提出すべきだというふうには考えますが、ここでその議論をする場所ではないので終わりにします。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

それでは黒須委員が言われましたように、4条にも資産等の報告というのがありますし、今やってる9条にもありますがその辺は文言削除というか、入れない形で事務局、精査していただければありがたいと思います。

では9条は意見が出尽くしたような感覚ですので10条に移らせていただきます。

では10条を読み上げてください。

○小笠原勇議会事務局主任書記 議員の協力義務、第10条、議員は、審査会の要求があるときは、調査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明をしなければならない。

以上でございます。

○座長（田辺正弘座長） では10条に移りますが、これは別にこのままで、何か特にありますでしょうか。

森委員。

○森 建二委員 基本的に9条に付随する内容ですので、9条の中にある程度情報として入れ込んでしまってもいいのかなという気もします。

○座長（田辺正弘座長） 条例の数を減らすという考え方なのかな。

○森 建二委員 千葉市のものをそのまま真似しなくてもいい気もしておりますし、あんまり条文が増えてしまうと大事なポイントがぼけてしまうような気がしなくもないので、10条については9条を補完する内容ですので9条の中にある程度まとめてしまってもいいのかなって気もします。

○座長（田辺正弘座長） ただいまの森委員の意見に対して何かあれば、なければ、条例数を減らす意味も、千葉市と真似してるなって言われたいためにも削ってもいいのかなと思いますが、ご意見があれば。

（発言する者なし）

○座長（田辺正弘座長） ではないようですので、10条は9条の中に含めるという形で事務局よろしく願いいたします。

次に11条よろしく願いします。

○小笠原勇議会事務局主任書記 議員及び議会の措置、第11条、議員は、自己に関する審査会

の調査報告書において資産等報告書等に事実と異なる記載がある旨又は議員の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、議員自ら資産等報告書等の記載の訂正その他の政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならない。第2項、議会は、前項の議員が同項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

以上でございます。

○座長（田辺正弘座長）　ありがとうございます。

先ほどに出ましたように資産等に関する内容だと思いますので11条は削除でいいのかなと思います。

森委員。

○森　建二委員　政治倫理基準に違反している旨とか資産報告書等に異なる記載がある旨という多分これ二つあるので、政治倫理基準に違反している指摘がなされた時には、これは必要な措置を講じなければという意味は通っていると思うんですよ、だからその資産の部分だけは削除するんだと思いますが、その上で次の12条に虚偽説明等の公表等もありますが、これも11条、12条、同じ内容のものを分けているので、11条と12条をある程度まとめて資産報告についての部分を削除すればよろしいのではないかと思います。

○座長（田辺正弘座長）　ありがとうございます。

森委員の発言に対して何かありますでしょうか。

（発言する者なし）

○座長（田辺正弘座長）　ではなければ11条の政治倫理基準という言葉はそのまま生かして資産等の報告書については削除して11と12を一つの条にする形で、12条についてはまだ事務局からは言ってもらってませんが、そういう内容ですので11と12を一緒にしたらいかがかという意見ですが、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○座長（田辺正弘座長）　なければ、座長の今の発言をそのまま利用させていただきたいと思いますので、事務局よろしく願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長）　ありがとうございます。

続いて13条に移ります、事務局お願いいたします。

○小笠原勇議会事務局主任書記 刑法事犯容疑による逮捕後の説明会、第13条、議員は、刑法その他の刑罰法規の適用を受ける事犯（以下「刑法事犯」という。）の容疑により逮捕された場合において、その職にとどまろうとするときは、その理由を市民に対して説明する会（以下「説明会」という。）の開催を議長に求めることができる。第2項、議長は、前項の規定による開催の請求があったときは、説明会を開催しなければならない。第3項、前項の規定による説明会が開催されたときは、当該議員は、説明会に出席し、自ら説明をするものとする。

以上でございます。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

13条に関して皆様の発言を求めます。

森委員。

○森 建二委員 13条から16条までは、刑法事犯を起こした場合の規定ですので個人的にはこれなくてもいい気もしますし、刑法上、本当に犯罪を犯したのであれば、それは、ある意味、議会ではなく警察、裁判所の範疇に入るような気もしますので、ここまで定めなければいけないかというのは、ちょっと議論が必要なんじゃないかなと思います。

私個人としては、必ずしも13から16はなくてもいいのかなと、あったとしてもある程度ここまで細かく決めると言うよりは穏やかな表現がいいのかなという気がいたします。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

他の委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

上代委員。

○職務代理者（上代和利委員） そう思うんですよ、そのような感じを受けさせていただきました。

また、本当に、この辺13、14、15、16の文言、本当に難しいと思います。

やっぱり、この自治体のレベルというか、そういう判断で制度設計ができるんじゃないのかな、うちの地方あたりの制度設計を考えながらやれたらどうなのかなというふうに思いました。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

他の方のご意見があればお願いいたします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 この間、結構、近隣の睦沢でしたっけ長生でしたっけ、長生村の現職の議長と副議長も連帯責任っていう形で、そういう恥ずかしい、全国に長生村議会はもう本当に、もう全国一、恥ずかしい議会みたいにレッテル貼られちゃったんじゃないかと思うんだけど、そういうことは滅多にはないんですけれども、議員個人が犯罪を犯すっていう刑法犯ってのはしょっちゅうあるわけでね、だから何らかの事件を起こしてしまった犯罪を起こしてしまった人に対する問責決議の規定だとか何か議会として何もしないっていうふうじゃ、ちょっとせっかく政治倫理条例あるいはそういう何か規定を作るという中でね、もう少し簡単にしてもいいのかもしれないっていうのはあると思いますが、一般的に事後に行うもしくは行った方がいいだろうっていうような内容のものを入れといてもいいんじゃないですか。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

議会が何も犯罪を犯して動かなかったっていうのも、やっぱり議会何やってんだっていう声も上がりますから、森委員が言われたように、13から16を1本にして、あまり堅くならない文言でやる形はいかがなものでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） では異議ないという意見が多かったので、事務局13から16を縮小版というか。

○森 建二委員 すいません。結局、千葉市はこれ平成20年頃に作っていろいろ改定繰り返しているの、たぶん、今までのものに足しながら、付け足し、付け足しでやってるんでどうしてもこうなっちゃう、大体、法令の条文でこうなっちゃうもんだと思うんでまとめるのがよろしいんじゃないかと思います。

○座長（田辺正弘座長） ではそのようにしたいと思いますので事務局よろしくお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） では次に、17条に飛ばさしていただいてよろしいでしょうか。

17条の朗読をお願いします。

○小笠原勇議会事務局主任書記 市等との請負契約等に関する遵守事項、第17条、議員が実質的に経営に携わっている法人又は議員の配偶者若しくは扶養する親族が経営する法人は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市等との間の請負契約等を辞退するよう努めなければならない。

以上でございます。

○座長（田辺正弘座長） 関連があると思いますので18条も一つお願いします。

○小笠原勇議会事務局主任書記 続きまして18条です。

市等との請負契約等の状況の公表、第18条、議員は、前条に規定する法人又は議員の2親等以内若しくは同居の親族が経営する法人と市等との間における請負契約等がなされたときは、議長の定めるところにより、議長に届け出なければならない。第2項、議長は、前項の規定による届け出があった場合は、その内容を公表しなければならない。

以上でございます。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

17、18一括して議題としたいと思いますが、この辺に関してはいかがでしょうか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 千葉市の場合は、この17、18は一番最後に付け足している感じですかね、平成22年に18条入れたのか、17はもともとあったんですかね千葉市は、どうなのかな、経過措置ってところをちょっと見てるんですけど、17はあったんですかねもともと、18の規定は書いてあるから18だけは22年にできたんですねきっと、私は17、18の内容は政治倫理基準の中に書いてあるようなことを独立させたっていうような項目だと思うんですけど、政治倫理基準の中で規定する条文が長くなり過ぎって、そういうことなんじゃないかと思うんですが、これは地方自治法92条の2っていうことで事務局がわざわざ自治法92条の2を別刷りで参考に置いてくれていて、千葉市議会がはっきりこうやって書いてあるように92条の2の規定の趣旨からすれば、この請負契約等は辞退するというように努めるのが当然のことだと、この地方自治法の趣旨を尊重した規定だと、ただ、はっきりと地方自治法で書いていないから努力義務みたいな形の書き方をしているんだって、そういう作りになっているかと思うんですよね。

私は当然この規定は必要なんですけれども、ただ必要な規定をできるだけというか必ず守らせるためには、おそらくもっと細かい規定が必要になってくるんじゃないのかなって思うんですよ、多くの政治倫理条例作っているところでは、議員の側に辞退届みたいなものを、例えばファミリー企業とか親族の企業に出させる、そういうような規定がある、そういう自治体というかそういう条例が多いですよ、そこまで含めてやることにより地方自治法ではっきり書いてないことを、市だとか市の条例、市が直接その業者に対して辞退しろっていうことを求めることはちょっと無理があるだろうから、議員が議員の親族の企業とか配偶者の

企業だとかそういうところに対してね、辞退するよう、辞退届をあらかじめ出しておくみたいなそういうような作りにしているところが多いと私は聞いているので、その辺まで本来は入れた上でこの17、18条に相当するものを入れるとよりわかりやすいというふうには思っております、とりあえずここで止めます。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

こういう条例は、あった方がいいとは思いますが、現実的に現在の市議会議員の中にこういうのにあたる方はありませんので、あまり細かくやる必要も反対にないのかなとは思いますが、条例としてはあった方がもちろんいいんですが、そもそも市と請負契約、大量にやってる議員はいませんし、その辺、黒須委員のように細かくどうかと私思っちゃったんですけど、皆様のご意見を求めます。

（発言する者なし）

○座長（田辺正弘座長） 事務局、出席していただいている議長、議運の委員長から発言を求めても構わないですか。

○松本剣児議会事務局副主幹 座長の指示で大丈夫です。

○座長（田辺正弘座長） では議長、どう思うかちょっと。

○小倉利昭議長 17、18条の条文のものはですね、あってもよろしいのではないかと。

先ほど黒須委員の発言の、さらにそれを確実にするようなものを加えるというのは、まだしも、これを私が文面を見る限りでは、それぐらいのものはあってもいいのかなというふうに私は思います。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

北田議員はどうでしょう。

○北田宏彦議会運営委員長 私はこの17条と18条については、政治倫理条例を制定すべきだというこれまで陳情等があがってきている、その趣旨を踏まえてこの会が開催されているのだとすれば、この17条、18条は外せないのかなと考えます。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

他の委員の方は。

上代委員。

○職務代理者（上代和利委員） ちなみに木更津市さんがわかりやすいのかなというふうに思

います。

市との請負契約等に関する遵守事項ということで、第18条、議員の配偶者、2親等以内若しくは同居の親族又は議員が役員をしている法人等若しくは議員が実質的に経営を携わる法人等は、市が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約の締結を行わないよう努めるものとする。2、議員は市から直接活動又は運営に対する補助若しくは助成を受けている団体の代表者に就任しないよう努めるものとする。わかりやすくというか、自分は、いいなというふうに感じさせていただきました。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

木更津の内容ですね。

森委員。

○森 建二委員 これ多分、一番、的を射ているのではないかと思いますし、私も以前、事務局からもらった全体の政治倫理に関わることの中では、請負等の整理、まず外せないものなんだろうなと思いますし、その上で、そういった立場の議員もいないわけではないので、ここはこの木更津市の方が私もよろしいのかなと思いました。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

黒須委員、今の意見に対して、いかがなもか、ちょっと意見いただければ。

○黒須俊隆委員 木更津、わかりやすいのはわかりやすいけど、木更津の18条に相当するのは千葉市では17条で、18条っていうのは届出と公表ですか、そういう規定があって17条が担保されていることとかね、不正がないとかかそういうことをとりあえず市民の皆さんに知らせるだとか、あとは何かがあったとき、とにかく何かがないように不正がないようにというような、17条を担保するための条例であって、私はさらにそれにプラスして例えばそれは運用でやってもいいのかもしれないけれども、議員に対して請負契約等の辞退届みたいなものを出させる必要があるというふうに先ほどちょっと申し上げたんですけれども、そういう意味では木更津の18条は17条に対応するものであって、千葉市の18条に対応するものが木更津にはないので、これは千葉市の18条に相当するものもあった方がいいと思うので、例えば木更津の方は18条と2つなっているけど3つという形でもいいかもしれないけれども、この千葉市の18条に相当するようなものっていうのはやっぱり必要だと思います。

それが17条の努力義務が実際、実質的な義務に近づけるものとしてね、17条をより実質的なものにするためのものだから、木更津の18条だけだとね、せっかくの倫理規定が絵に書いて

た餅になってしまう可能性があるのですが、これは、ぜひ千葉市の18条に相当する文言を仮の一つにまとめるのだったら1、2、3、4みたいな形でも構わないですし、別でやってもいいけれども、これまでの森委員の意見なんかを考えると1、2の次の3みたいな形で、議長の届出しなきゃいけないんで4で公表しなきゃいけないとか、そういうものを入れたほうがいいというふうには思います。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

森委員と黒須委員と上代委員も言われてますが、千葉市の18条が1、2ですね、3、4にするか、木更津の18条のところを一つにまとめて千葉市の3で一本でもっていか4までもっていか、その辺いかがでしょうか。

北田委員長。

○北田宏彦議会運営委員長 木更津市の18条が詳細に謳われててよろしいという意見があったんですが、詳細に謳われているということは範囲が非常に限定されるということの裏返しでもあるんだけど客観的に考えると、この千葉市の17条、18条の方が適切なのかなっていうふうに、範囲が限定されないという点でも私はそっちの方がいいような気がしますけれども。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

いろいろ、ころころ変わっちゃいますけど。

森委員。

○森 建二委員 北田議員おっしゃったことも、改めて目先が変わるとちょっと新鮮に見えたりする部分もあるんですが、千葉市の17条、18条をある程度まとめるという形の、もしくは17、18分けてもよろしいと思うんですけども、まとめてもどちらでもよろしいのかなと思います。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

遵守するのと状況のだから文章的には一本でも大丈夫なのかな、それとも17、18と分けたほうがいいのか。

北田委員長。

○北田宏彦議会運営委員長 一つにすることは、目的はその請負契約に関することから、一つにはできるんじゃないでしょうかね。

○座長（田辺正弘座長） 議長。

○小倉利昭議長 私もですね17と18は非常にいいと思うし、先ほど上代委員がおっしゃっていた木更津の条文も言ってみれば千葉市に含まれているふうかなと思います。

ですので、17と18を一緒にするならばするで一本にするならいいと思いますけど、これに書いてある条文が全て網羅されていれば一本でもよろしいと、これ非常に明快に言っていますね、やるのであれば、このとおりいけば非常に確実なものだと思います。

○座長（田辺正弘座長） 17、18、一本化の方がいいという考え方が出てますので、もしそれでよろしければ17、18、一個にしてやりたいと思いますけどいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） では事務局そのように計らってください。

次、19条お願いします。

○小笠原勇議会事務局主任書記 委任、第19条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

以上でございます。

○座長（田辺正弘座長） これは別にこのままで、意見がある方がいましたら、なければこれはこのままで進めたいと思いますけどいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） 次の附則に対しては、これは別に千葉市の内容のことだから、我々が新しく作ったとき、これは施行期日はまだいつだかわかんないもんね、その時にいつかにしましょうかという委員の皆様と話し合えばいい話なのかな。

森委員。

○森 建二委員 条例とかではないので、今日からこれで始めましょうと言ったら多分それで始まるような感覚なのかなと思いますので、この議論が最終的にきちんとついたうえでその時点での日程を決めればよろしいのかなと思います。

○座長（田辺正弘座長） ではそのようにしていきたいと思いますので、とりあえず、千葉市さんの条例に関するもので、たたき台として進めていきたいと思いますので、今後、皆様の意見を基にたたき台を作成の上、さらに個別の内容を確認していきたいと思いますけどいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） では事務局大変でしょうけど、ひとつたたき台を作っていて、それをもとにまた1条から皆様に検討、精査していきたいと思います。

次に、(2)その他として委員の皆様から何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） なければ事務局からは何かございますか。

○小笠原勇議会事務局主任書記 19条まで審査ありがとうございました。

今後、たたき台を作成の上ということで事務局の方で作成させていただくんですけれども、次回までに全部ご用意できるかっていうお約束はちょっと難しいので、できれば複数回に分けて審査していただくような形で案の方を作らせていただければと思いますので、進捗については適宜、座長と相談させていただければと思いますのでその点ご了承いただければと思います。

○座長（田辺正弘座長） 今、事務局の方から発言がありましたように、一気に事務局の方も千葉市さんみたく19条までを作った上での審査じゃなくて5条までしかまだできてなければその5条までに対してのでき上がり具合を、皆さんでもう一度精査、審査していきたいと思いますのでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） なければ協議事項とその他を終了いたします。

◎閉会の宣告

○鶴澤康治議会事務局長 座長ありがとうございました。

をもちまして、第5回大網白里市議会政治検討会議を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前11時17分）